

厚木市複合施設等整備検討委員会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市複合施設等整備検討委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者で18歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者
- (4) 平日昼間の会議に出席できる者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、4人程度とする。ただし、補欠の委員の募集については、補欠の委員数とする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

- 2 委員に応募する者は、厚木市複合施設等整備検討委員会委員応募申込書（別記様式）を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、政策部長、市街地整備担当部長及び中町第2-2地区整備担当課長をもって組織する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は、市街地整備担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会は、選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、市街地整備課において処理する。

(選考方法)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

- 2 委員の選考に当たっては、提出された申込書に基づき、応募の動機、抱負、社会的活動の経験及び性別等を総合的に考慮するものとする。

(選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

厚木市複合施設等整備検討委員会委員応募申込書

平成 年 月 日

厚木市複合施設等整備検討委員会委員に次のとおり応募します。

1 氏名等

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日生	性別	男・女
住所	〒 —		
勤務先又は学校の 名称及び所在地 ※在勤、在学者のみ記入	名称		
	所在地		
連絡先電話番号	(自宅・勤務先・携帯)	職業等	

2 活動経験等

次の活動経験について、差し支えない範囲で記入してください。

	名称・自治体等名	期 間
国・県・市町村の審 議会等委員、モニタ ー等の経験		
その他の地域活動等 の経験	活 動 の 内 容	年月又は期間

※ 記入上の留意事項

- (1) 審議会等には、審査会、委員会、協議会、会議などを含みます。
- (2) その他の活動には、例えば、自治会、地域文化、環境、教育などの団体・グループへの参加状況や経験などを記入してください。

3 応募資格の確認

応募資格として、本市の他の附属機関等の委員でないことが要件となっています。他の附属機関等の就任及び応募状況について、記入してください。

(1) 本市の他の附属機関等委員への就任状況

就任していた本市の他の附属機関等が	(ある ・ ない)
-------------------	-------------

※ 過去2年間に就任していた附属機関等があれば記入してください。

過去2年間に就任していた附属機関等名	任 期

(2) 本市の他の附属機関等委員への応募状況

現在、応募している本市の他の附属機関等が	(ある ・ ない)
----------------------	-------------

※ ある場合は、以下を記入してください。

現在、応募している本市の他の附属機関等名

※ 本市の他の附属機関等の委員に就任する場合は、本検討委員会の委員に就任することはできません。

